

宇佐市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について

令和6年5月27日

宇佐市告示第230号

(趣旨)

第1条 この告示は、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）第25条及び第40条の規定に基づき、市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）並びに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 資格審査の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、物品の製造、販売又は買受け及び役務の提供等とする。

2 対象業務は、別に定めるところにより、分類を設けるものとする。

(入札参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、市長が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認め、別に定める名簿に登録された者とする。

(1) 営業年数（第5条第1項の規定により資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）現在の営業年数をいう。）

(2) 営業実績（申請日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績又は契約実績をいう。）

(3) 経営規模について次に掲げる事項

ア 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(4) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(5) 対象業務が物品の製造、印刷、修理等である場合は、機械設備等（基準年度の決算における機械設備等に限る。）の保有状況

(6) その他市長が必要と認める事項

(競争入札に参加できない者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(4) 対象業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者

(5) 国税又は市税を滞納している者

(6) 基準日において継続して対象業務を営んでいる期間が1年未満である者（基準日において継続して1年以上対象業務を営んでいた者から、第7条第3項の規定によりその地位の承継の承認を受けた者を除く。）

(7) 第9条第1項の規定により期間を定めて競争入札に参加させないこととされ、当該期間を経過していない者

(資格審査の申請の時期及び方法)

第5条 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 対象業務に関し必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

(2) 消費税及び地方消費税並びに法人税（個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税）の納税証明書

(3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては第4条第1号に掲げる者でないことを証する書類

(4) 印鑑証明書

(5) 基準年度における貸借対照表及び損益計算書

(6) 競争入札参加資格審査調書

(7) 登録を希望する業種調書

(8) 対象業務が印刷の請負である場合は、印刷設備等調書及び印刷関係取扱品調書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次に掲げる期間中にするものとする。

(1) 定期申請(令和6年度を初年度とする同年度以降の2年度ごとの年(以下「定期更新年」という。)の10月1日を初日とする資格に係る申請をいう。)の場合は、定期更新年の6月1日から7月31日まで

(2) 定期申請以外の場合は、前号の期間を除いた期間

3 市長は、第1項の申請があった場合は、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、前条第3項の規定により入札参加資格を有する旨の決定があった日から同日以後における最初の定期更新年の9月30日までとする。

(入札参加資格者の地位の承継)

第7条 入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)に次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定める者(当該入札参加資格者から業務の全部又は一部を承継し、その業務が同一性をもって存続する場合に限る。)は、市長の承認を受けて、入札参加資格者の地位を承継できるものとする。

(1) 個人である入札参加資格者が死亡等により業務を継続することができなくなった場合 その相続人又は2親等以内の親族

(2) 個人である入札参加資格者が法人を設立した場合 当該設立された法人

(3) 法人である入札参加資格者が合併、分割等により業務を譲渡した場合 その業務を譲り受けた法人

2 前項の規定による承認を受けようとする者は、競争入札参加資格承継承認申請書に業務の全部又は一部を承継したことを証する書類及び第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に対し、承継を承認するときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(入札参加資格の変更等)

第8条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合は、遅滞なく、競争入札参加資格登録事項変更届によりその旨を市長に届け出なければならない

ない。

- (1) 商号又は名称を変更した場合
- (2) 営業所の名称、所在地等を変更した場合
- (3) 法人である入札参加資格者の代表者に変更があった場合（代表者の氏名に変更があった場合を含む。）
- (4) 個人である入札参加資格者の氏名に変更があった場合
- (5) 代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を変更した場合
- (6) 実印（第5条第1項第4号の印鑑証明書に記載された印鑑をいう。）を変更した場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、資格審査を受けた事項について変更があった場合

2 入札参加資格者は、その業務を休止し、又は廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（入札参加資格の取消し等）

第9条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加資格者の入札参加資格を取り消し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当すると判明した場合
- (2) 第4条各号（第6号を除く。）のいずれかに掲げる者に該当すると判明した場合
- (3) 第5条第1項の規定による資格審査の申請書又は前条第1項の規定による変更の届出及びそれらに添付した書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
- (4) 前条第2項の規定による業務の休止、廃止等の届出を行った場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項第1号から第3号までの規定に該当することにより入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(宇佐市物品等供給契約の競争入札参加資格についての廃止)

2 宇佐市物品等供給契約の競争入札参加資格について（平成 17 年宇佐市告示第 9 号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日から令和 6 年 9 月 30 日までの間は、第 6 条の規定は、適用しない。

4 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間に限り、旧告示別表の随時 5 回目の規定による受付期間における入札参加資格の申請をした者は、この告示の規定により入札参加資格の申請をした者とみなす。この場合において、入札参加資格の申請をした者が入札参加資格を有する者となった場合の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を有する旨の決定があった日から令和 6 年 9 月 30 日までとし、第 4 条の規定の適用については第 4 条各号及び上水道料金（簡易水道を含む。）及び下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を滞納している者とする。

5 この告示の施行の際、現に旧告示附則第 2 項及び第 3 項の規定により資格の有効期間を令和 6 年 9 月 30 日までとされたものに対する旧告示の規定は、同日までは、なおその効力を有する。